

ドキドキの是正勧告！どう対応すれば良い？

労働基準監督官が
来る理由はこれだ！

労働者の訴え
(抜き打ち)

労基署の事業計画
(抜き打ちの場合あり)

重大な労災事故発生
(抜き打ち)

労働基準監督官の
行政指導・権限は？

令状なしの立入検査

- ・質問、書類検査
- ・是正勧告
- ・逮捕 書類送検

主な調査書類

出勤簿

賃金台帳

労働者名簿

主な取調べ事項

労働時間

残業時間数

残業代支払い
割増賃金

年次有給休暇の
付与・取得状況

就業規則の有無
36協定締結の有無

健康診断実施状況

会社はここに注意！

- ・是正勧告の拒否、無視は不可能
- ・従順であること 逆らわない
- ・「積極的な改善姿勢」で質問攻め（時間稼ぎ）
- ・指導を受けたら即対応
- ・**是正勧告の修正書類にはウソはかかないこと**
- ・**是正勧告事項修正報告書の提出以後、再度抜き打ち検査あり**
- ・指導事項改善に時間を要する場合は監督官に相談
- ・**会社は叩けばホコリが出るもの。余計な部分を検査されないように！**

残業賃金の遡及払いつてあるの？

遡及する月数は

[労働基準監督官が検査に入った理由]

[経営者・担当者の対応]

[法定書類の管理状況] などにより異なる。

労基署の事業計画による検査の場合は3ヶ月遡及が多い。

一方、労働者の訴えの場合は2年遡及することもある。(最長2年)